

第12期（2021年（令和3年）8月1日から2022年（令和4年）7月31日）における一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの事業について、次のとおり報告する。

第12期事業報告

1 法人の現況

第12期末における当法人の現状は以下のとおりである。

- ・支部数 42支部
- ・会員数 2,092名（前期比+108名）
- ・受任件数 4,718件（前期比+396件）

2 重点項目への取り組み

第12期の重点項目として、事業計画に掲げた5点についての報告は以下のとおり。

（1）日本行政書士会連合会と連携しながら、47支部設置に向けた協議を単位会及び関係団体と開始する。

日本行政書士会連合会を通じ、支部未設置単位会のうち北海道、東京都、岡山県の代表者との意見交換を行った。（一社）北海道成年後見支援センターとの意見交換、及び関東地方内の支部協議会に（公社）ヒルフェを加えるなど、関係強化に取り組んだ。

また、最高裁判所家庭局、厚生労働省成年後見制度利用促進室への訪問、外部役員及び委員等の協力依頼を通じ、（公社）日本社会福祉士会、（公社）成年後見センター・リーガルサポートとの関係構築を図った。

（2）全国の自治体に設置される「地域連携ネットワーク」及びその「中核機関」への参加を図る。

第2期成年後見制度利用促進基本計画において、専門職として行政書士が明記されたことは、これまでの当法人の地道な活動の成果と言える。また、後掲の支部活動報告に記載のとおり、各支部の活動により各地域の中核機関へ参加するに至った支部が増えている。引き続き、コスモスが成年後見制度を担う団体であることを広く周知し、「地域連携ネットワーク」「中核機関」への参加を促進することが求められる。

（3）不正防止のための取り組みとして、受任報告未提出ゼロを目指すとともに、指導を必要とする業務報告に対しては迅速且つ有効な対応を図る。

受任報告未提出ゼロを実現するため、会員専用サイト内の該当ページのタブの表記を「受任件数アンケート」から「受任件数報告」に改め受任報告が任意のものではなく会員の義務であることを明らかにし、業務報告を求める案内メールに必ず受任報告を行うことなどを周知し、受任報告義務の啓発に努めた。

会員からなされた業務報告に対する確認作業が遅滞した時期があったものの、会員管理システムの利用促進、確認作業のオンライン化等により概ね解消された。なお、指導を要する業務報告に対して時期に遅れることなく対応すること体制を整えることが課題である。

（4）更新研修コンテンツの拡充を行い、研修の支部格差を是正する。会員の資質向上を目的に更新研修制度を見直す。VOD研修システムを活用し、入会前研修を実施し会員数2,200名を目指す。

更新研修制度の見直しについては、支部の実情に合わせて①集合研修、②オンライン研修、③VOD研修、④外部指定研修の中から選択または併用することが可能とな

り、会員が少ない支部、中山間地域、島しょ部を地域にもつ支部などこれまで研修の実施について困難があった支部においても柔軟な実施が可能となった。

VOD 研修システムを入会前研修、更新研修のいずれにおいても利用できることとし、視聴者である会員が見たいときに必要な動画コンテンツを視聴できるしくみ（コスモス VOD 研修システム）が構築された。

また、研修の充実を図りながら、2023 年 8 月から、更新研修を「義務研修」に改め、移行周知期間を経て、年間 10 単位（約 10 時間）を受講義務とすることに改めた。受講の負担は増えるが、良質な研修を本部の責任で VOD 研修システムにて配信することにより、対外的な信頼を得るための質向上を図ることとした。

会員数は残念ながら、目標に届かなかったが期中退会者が昨年比 100 名以上減少し、過去数年で最低水準であったこと、支部による積極的な入会前研修の実施により前期比 108 名増加となった。

（５）受任のための整備を行い、法人後見を開始する。

全国の支部に先駆け大阪府支部において、法人後見受任を開始するために本部、支部における支援・管理を中心とした体制の構築、各種規約の策定を進めた。第 13 期から法人後見を受任可能な体制が構築される見込みである。

3 公益社団法人への移行進捗について

昨年の定時社員総会を踏まえ、公益申請を内閣府に行い、現在審査が行われているところである。定款については、見直し箇所が多く、施行日の繰り上げも実施する必要があることから、改めて改正手続きを行うこととなり、昨年理解をいただいた会員の方々の期待を損なうこととなったことは遺憾である。審査対応にすみやかに対応できるよう体制を整え、早期の認可を目指していく。

4 各委員会事業

[総務・財務委員会]

総務関連事項

- （１）諸規則の見直し、改正を行った。
- （２）苦情処理対応手順について検討を行った。
- （３）会員への苦情に対する対応を行った。
- （４）支部長会を開催した。
- （５）公益法人認定の申請を行った。
- （６）臨時社員総会を開催した。

財務関連

- （１）予算、決算の適正管理を行った。
- （２）運営コスト削減について検討した。
- （３）会費未納者及び保険未加入者の削減に向けて督促を行った。
- （４）基金の募集を行った。
- （５）旅費日当の見直しを行った。

[研修・相談委員会]

研修体制

- (1) VOD 研修システム内の研修コンテンツの充実を図った。
- (2) 会員サイト上で修了単位数が把握できるよう会員管理システムの改修を行った。
- (3) オンラインで研修に対応できるよう実施要綱を整備した。
- (4) 入会前研修テキストの見直しに着手した。

相談体制

- (1) フリーダイヤルによる無料相談の実施（神奈川県支部に委託）。
- (2) 支部・会員等からの相談・苦情への対応

[広報委員会]

(1) 『コスモス通信』の発行

各号の発行

30号（2021年9月20日発行）

31号（2021年12月24日発行）

32号（2022年3月24日発行）

※31号、32号はPDFによる発行。30号は広報月間で活用できるよう紙媒体による発行。

※33号も紙媒体で発行し、コスモスの活動を広く知っていただくため、会員以外の方の目に触れることを意識した編集を行い、各支部が希望する市町村窓口へ直接配布を行った。（2022年9月に配布）

(2) 『月間日本行政』内『コスモス information』への記事提供

2020年

8月号（585号）コスモス成年後見サポートセンターの研修について

9月号（586号）コスモス広報月間の実施について

10月号（587号）8050問題と成年後見制度の関わり

11月号（588号）民法第9条をめぐる実務上の課題

12月号（589号）次期成年後見制度基本計画中間とりまとめのポイントについて

2021年

1月号（590号）第11回定時社員総会報告

2月号（591号）理事長就任の御挨拶、総合支援型後見監督人に期待される役割

3月号（592号）日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係

4月号（593号）任意後見制度の可能性を考える

5月号（594号）コスモスの法人後見

6月号（595号）コスモスの研修について

7月号（596号）専門職後見人行政書士の現状と今後の課題

(3) 公式ホームページの管理

情報発信力を高めることを目的に、昨年度から取り組んできた全面リニューアルが完了した。公開後、順次会員情報の掲載を行い、さらなる充実を図るため会員に掲載の同意を求めた。

(4) 広報月間の実施

国内における新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せない中、コロナ禍にあっても成年後見制度を利用しようとする方のニーズに応えるため、制度の利用促進に向けた広報・相談を重点的に実施する広報月間を実施した。ただし、感染拡大防止のための基本的な措置（対人距離の確保、マスク着用、手指の消毒、換気の徹底、パーティションの設置等）、地域包括支援センターや市区町村など成年後見制度の実施・支援を担う機関・施設等を訪問する際には、最低限の人数で行動することを徹底し、専門職団体として常に市民、各種団体の要請に応える準備が整っていることを広く周知し、制度を利用しようとする方々の相談を受ける活動を地域の実情に合わせ慎重に実施することとした。

(5) 特徴ある支部の活動状況の取材・広報

コロナ禍にあり取材活動等は行うことができなかったが、後見業務における体験談や事例紹介を聞きたいとの声に応えるため、実際に後見業務に携わっている会員からの体験談を募集した。（コスモス通信32号紙面、公式ホームページ会員ページにて募集案内）

[法規委員会]

- (1) 公益認定に向けた定款・諸規則・組織体制の検討を行った。
- (2) 個人情報保護関連の規定・体制整備の検討を行った。
- (3) 苦情処理体制の確立に向けた検討を行った。
- (4) 諸規則・諸規定の整備、協定後見契約の事前確認作業について、法規委員会への移管の検討を行った。

[成年後見制度利用促進特別委員会]

(1) 成年後見制度利用促進基本計画に係る調査・研究・情報収集

第一期基本計画期間における成年後見制度利用促進専門家会議のWEB配信を視聴し、基本計画の中間とりまとめや利用促進に係る施策の進捗状況、第二期計画に盛り込むべき事項の最終とりまとめに関する情報の収集に努めた。

(2) 情報の発信

第二期計画が策定されたことに伴い、支部長会にて概要説明を行った。

(3) 対外的な周知活動

厚生労働省成年後見制度利用促進室を訪問し、制度に関する意見交換とともに第二期計画についての講師依頼を行った。

[業務管理委員会]

(1) 業務管理（定期業務報告・受任件数報告）

30名体制で確認作業にあたり、年間を通じ累計で20,215件（前年比+5,186件）の業務報告の確認を行った。

新型コロナウイルスの影響による対策としてリモート方式を中心とした確認作業が定型化してきた一方で、郵送による報告書の確認作業として、本部から比較的近隣の委員による集合形式の確認作業も行い、ハイブリッド形式での確認作業を実施した

(2) 任意後見契約の事前報告の確認作業

任意後見契約の事前報告確認作業については、報告数の増加に対応できるように、業務管理委員数名ずつの4班体制を組み、当番制にて対応した。年間確認件数206件。

(前年比+70件)(内訳 8月14件、9月12件、10月19件、11月14件、12月11件、1月22件、2月18件、3月22件、4月28件、5月8件、6月19件、7月19件、平均17.17件)

任意後見契約書の案文について一部変更し、また、任意後見契約締結事前報告書(様式12)の一部改定を行った。

(3) 不備のある報告案件、未提出案件への対応

(4) システムからの報告体制の整備・拡充

システムの利用促進のため、「業務報告のつくりかた」での記載の充実と会員に対し利用協力の告知を行った。

また、利用開始後の運用状況を受けて、不具合の解消及び利便性の向上のためのシステム改修を実施した。

(5) リモート作業及び分散拠点の環境整備に向けた検討・調整

リモート作業を標準とする確認体制を構築した。分散拠点については、新型コロナウイルスの状況から検討にとどめた。

(6) 報告書の作成方法及び確認作業の手順・基準についてのマニュアル文書の作成

業務管理については、よく指摘される事項について「業務報告のつくりかた」として取りまとめたものを会員ページに掲載した。

[法人後見運営委員会]

(1) 法人後見受任のための各種整備

当法人の法人後見の取組方針を示す「法人後見実施要綱」、本部・支部・事務担当者が行う各種手続き等を定める「法人後見実施要領(マニュアル)」を作成した。これをもとに具体的な支部の受任体制構築の検討を行い、大阪府支部での説明会、支部役員との協議を行った。

[綱紀委員会]

処分の勧告

理事長から諮問された3件について、協議を行い事実関係の確認、処分勧告の検討を行った。

5 監事の職務執行

監事2名にて、1名以上が理事会に出席し、業務執行が適正になされているか確認した。

監事の監査報告書については、第2号議案報告書のとおり。